

営利企業への従事等に関する許可基準の運用について

営利企業への従事等に関する許可の基準を定める規則（昭和 26 年広島県人事委員会規則第 7 号）第 2 条に定める許可の基準に係る運用については、次のとおりとする。

1 対象となる職員

一般職の職員（短時間勤務会計年度任用職員（地方公務員法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。）を除く。）を対象とする。

なお、短時間勤務会計年度任用職員については、法第 38 条において営利企業への従事等（以下「兼業」という。）が一律に制限されるものではないが、職務専念義務（法第 35 条）、信用失墜行為の禁止（法第 33 条）等の服務に関する規律は適用されるため、留意すること。

2 許可を必要とする行為

法第 38 条第 1 項により任命権者の許可を必要とする行為は、次のとおりとする。

- (1) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねること（以下「役員兼業」という。）
- (2) 自ら営利企業を営むこと（以下「自営兼業」という。）
- (3) 報酬を得て事業又は事務に従事すること（以下「報酬兼業」という。）

3 定義及び留意事項

(1) 役員兼業

ア 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等への就任については、報酬の有無を問わず、又、名義のみの就任（実質的な事務従事がない）の場合も役員兼業に該当するものとする。

イ 「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体」とは、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいう。会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社のほか、法律によって設立される法人等で、主として営利活動を営むものがこれに該当する。

なお、特定非営利活動法人（NPO 法人）や一般社団法人、一般財団法人、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、消費生活協同組合などは、営利を目的としていない営利企業以外の団体（以下「非営利団体」という。）であるため、当該団体の役員等への就任は役員兼業には該当しない。ただし、非営利団体であっても、報酬を得る場合には、(3)の報酬兼業に該当するため、留意すること。

ウ 「役員等」とは、取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、支配人、発起人、清算人、顧問、参与、評議員その他これに準ずる職として、当該会社その他の団体の業務の執行・監査について責任を有する地位にある者又はこれらの者と同等の権限若しくは支配力を有する地位にある者をいう。

(2) 自営兼業

ア 「自ら営利企業を営むこと」（以下「自営」という。）とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいい、他人名義であっても、職員本人が自ら営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

イ 自営に該当するか否かは、営利目的の有無（職員の主観ではなく、客観的に判断を行う。）、継続性、反復性、経営規模、店舗その他の営業設備の有無等も考慮した上で、個別に判断

を行う。

ウ 次の表の左欄に掲げる事業の経営が同表の右欄に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に該当するものとして取扱うものとする。

事業	許可が必要となる場合
不動産又は駐車場の賃貸	次の①から④までのいずれかに該当する場合 ①不動産賃貸の場合（次のいずれかに該当する場合） ・独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上である場合 ・独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上である場合 ・土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上である場合 ・賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊戯等のための設備を設けたものである場合 ・賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものである場合 ②駐車場賃貸の場合（次のいずれかに該当する場合） ・建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場である場合 ・駐車台数が10台以上である場合 ③不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額1,000万円以上である場合（建物の賃貸のみを行う場合にあっては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。） ④①から③までと同様の事情にあると認められる場合
太陽光電気の販売	販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合
農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等	大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合
職員の有する知識・技能をいかした事業、社会貢献に資する事業	職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等に係る事業（以下「職員の有する知識・技能をいかした事業」という。）を行う場合又は地域振興に係る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業（以下「社会貢献事業」という。）を行う場合で、経費を差し引く前の当該事業による収入の見込みが、年間20万円を超えるものである場合

(3) 報酬兼業

ア 「報酬」とは、労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭をいい、交通費等の実費弁償は含まない。

イ 「事業又は事務に従事すること」とは、職員の職務以外の業務に継続的又は定期的に従事する場合をいう。単発的な講演や雑誌等への執筆で報酬を得る場合は、継続的又は定期的に従事することに当たらない。

- ウ 職員の職務として、職務命令に基づき対応する場合については、実費弁償以外の報酬等を受け取ることはできない。
- エ 職員の職務以外の事業又は事務に無報酬で従事することについては、兼業の制限外であるため禁止されていないが、従事する内容や態様により、信用失墜行為の禁止等に抵触するものには従事できない。

4 許可の基準

職員は、任命権者の許可を受けなければ、役員兼業、自営兼業及び報酬兼業（以下「役員兼業等」という。）を行うことはできず、任命権者は次の(1)及び(2)の基準を満たす場合に許可を行うものとする。

(1) 共通基準

役員兼業等を行う場合には、次に掲げる基準をすべて満たさなければならない。

ア 職務の遂行に支障がないこと

- (ア) 兼業により、心身の疲労等による能率の低下などを来すおそれがないこと。
- (イ) 職員の健康状態、就任先で従事する事務の内容、従事する時間数を考慮し、職員の職務遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (ウ) 兼業時間と勤務時間に重複する時間が生じないこと

※ 「職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合」とは、兼業時間の目安として週8時間又は1か月30時間を超える場合、又は勤務時間が割り振られた日において1日3時間を超える場合とする。

イ その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと

- (ア) 免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特別な関係又はその発生のおそれがないこと。

ウ 法の精神に反しないと認められること

- (ア) 兼業によって得る報酬の額が、社会通念上相当と認められる程度を越えない額であること。
- (イ) 兼業することが、公務員としての信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるおそれがないこと。

(2) 役員兼業に係る個別基準

役員兼業については、地方公務員の全体の奉仕者という性格と営利目的を追求する企業の役員等の立場が相容れないものであることを踏まえ、(1)ウの内容として、次に掲げる基準についてもすべて満たさなければならない。

ア 兼業を行う会社その他の団体が次のいずれかに該当すること。

- a 県の出資法人等であって、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公共の福祉の増進に資するとともに、県の事務又は事業と密接な関連を有するものであること。
- b 県がその施策の推進を図るため、当該職員が役員等に就任することが必要であると認められること。

イ 無報酬であること。

(3) 自営兼業に係る個別基準

自営兼業のうち、職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営を行う場合又は社会

貢献事業に係る自営を行う場合には、(1)アからウの内容として、次に掲げる基準についてもすべて満たさなければならない。

ア 当該事業が、所得税法（昭和 40 年法律 33 号）第 229 条に規定する届出書を提出して行うものであること。

イ 当該事業が、その目的及び業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面を作成して行うものであること。